



三重県公報

令和8年8月18日 (火)

第 746 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
508	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	2
509	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(同)	2
	公 告		
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
	同件	(同)	3
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
	同件	(同)	8
	都市計画の変更案の縦覧	(都 市 政 策 課)	8
	特 定 調 達 公 告		
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	9
	落札者を決定した旨	(文 化 振 興 課)	9
	同件	(警 察 本 部)	9
	同件	(同)	10

告 示

三重県告示第 508 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 8 年 8 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 509 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定ですので、同法第 33 条の 3 において準用する第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規

模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年8月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロビン・フッド久保田店

四日市市久保田1丁目3番25号 ほか22筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ピアゴ久保田店

(変更後) ロビン・フッド久保田店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	榊原 健
株式会社三光食品	愛知県岡崎市大和町字塗御堂22番1	犬塚 光知
株式会社ベルパーク	東京都千代田区平河町1丁目4番12号	西川 猛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	榊原 健
株式会社三光食品	愛知県岡崎市大和町字塗御堂22番1	犬塚 光知

3 変更年月日

令和8年6月30日

4 変更理由

(1) 店舗名称変更のため

(2) 小売業者の退店のため

5 届出の日

令和8年8月5日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年8月18日から同年12月18日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 8 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン四日市尾平ショッピングセンター
四日市市尾平町字天王川原 1805 番地ほか
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場①-1	457 台	縦覧による
駐車場①-2	14 台	縦覧による
駐車場①-3-3	67 台	縦覧による
駐車場①-4	104 台	縦覧による
駐車場①-5	135 台	縦覧による
駐車場①-6	190 台	縦覧による
駐車場①-7	274 台	縦覧による
合 計	1,241 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場①-1	442 台	縦覧による
駐車場①-2	13 台	縦覧による
駐車場①-4	101 台	縦覧による
駐車場①-5	131 台	縦覧による
駐車場①-6	184 台	縦覧による
駐車場①-7	265 台	縦覧による
合 計	1,136 台	

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯	位 置
駐車場①-1	24 時間 (一部区画は午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分)	縦覧による
駐車場①-2	午前 6 時 30 分～午後 10 時	縦覧による
駐車場①-3-3	午前 6 時 30 分～午後 10 時	縦覧による
駐車場①-4	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による
駐車場①-5	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による
駐車場①-6	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による
駐車場①-7	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯	位 置
駐車場①-1	24 時間 (一部区画は午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分)	縦覧による
駐車場①-2	午前 6 時 30 分～午後 10 時	縦覧による
駐車場①-4	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による
駐車場①-5	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による
駐車場①-6	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による

駐車場①-7	午前 6 時 30 分～午後 11 時 15 分	縦覧による
--------	--------------------------	-------

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場①-1、①-2、①-3-3、①-4、①-5、①-6、①-7	9 箇所	縦覧による

(変更後)

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場①-1、①-2、①-4、①-5、①-6、①-7	5 箇所	縦覧による

3 変更年月日

令和 9 年 4 月 1 日

4 変更理由

2(1) 店舗南側駐車場の返却及び利用実態に合わせた駐車場運営に変更するため

2(2) 店舗南側駐車場の返却のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 31 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 8 月 18 日から同年 12 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 8 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン桑名新西方

桑名市大字西別所字駒広 2104 ほか 45 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道 政明	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1
株式会社菓子問屋カナモリ	代表取締役 金森 文男	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63
有限会社ワンラブ	代表取締役 小林 励	愛知県名古屋市中区徳川町 1402 番地
株式会社ハードオフコーポレーション	代表取締役 山本 太郎	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地
サンレジャン株式会社	代表取締役	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地

	榑原 裕高	
株式会社サンライズ	代表取締役 平塚 靖己	大阪府箕面市船場東三丁目 2 番 35 号
有限会社花甚	代表取締役 伊藤 守	三重県桑名市北寺町 40 番地
株式会社花きぬ	代表取締役 河村 真吾	岐阜県海津市海津町高須町 737 番地 1

(変更後)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道 政明	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1
株式会社菓子問屋カナモリ	代表取締役 金森 文男	岐阜県安八郡輪之内町中郷字上切戸 63
有限会社ワンラブ	代表取締役 小林 励	愛知県名古屋市中東区徳川町 1402 番地
株式会社ハードオフコーポレーション	代表取締役 山本 太郎	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外洩 2 丁目 38 番地
サンレジャン株式会社	代表取締役 榑原 裕高	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地
有限会社花甚	代表取締役 伊藤 守	三重県桑名市北寺町 40 番地

- 3 変更年月日
令和 5 年 4 月 20 日
- 4 変更理由
小売業の退店のため
- 5 届出の日
令和 8 年 8 月 4 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 8 月 18 日から同年 12 月 18 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 8 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン伊賀上野
伊賀市四十九町 1850 番 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道 政明	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 7 番 16 号
株式会社綿清商店	代表取締役 佐藤 仁	三重県津市久居本町 1519 番地
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地
株式会社靴のホット	代表取締役 堀田 忠彦	愛知県清須市花水木一丁目 9 番 8 号
株式会社動物館アイドルスリー	代表取締役 杉本 三省	三重県津市中央 8-11
株式会社ナカザワ	代表取締役 中澤 道盛	滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地
有限会社イエローハット	代表取締役 堀江 康生	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番 16 号
株式会社ヨネダ	代表取締役 米田 一雄	奈良県宇陀郡曽爾村大字長野 73-2
有限会社マエダ園芸	代表取締役 前田 則生	三重県松阪市嬉野新屋庄町 880 番地
株式会社ハナテン	代表取締役 米倉 晃起	大阪府大阪市城東区諏訪三丁目 3 番 21 号

(変更後)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 作道 政明	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 7 番 16 号
株式会社綿清商店	代表取締役 佐藤 仁	三重県津市久居本町 1519 番地
株式会社コスモネット	代表取締役 三上 明	京都市中京区烏丸通四条上る笋町 689 番地
有限会社プライデア	代表取締役 富田 味樹子	三重県亀山市川崎町 4822-2
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社良品計画	代表取締役 堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 3 号
株式会社WE C A R S	代表取締役 米倉 晃起	大阪府大阪市城東区諏訪三丁目 3 番 21 号

3 変更年月日

令和 7 年 1 月 1 日

4 変更理由

小売業の開店・閉店及び社名変更のため

5 届出の日

令和 8 年 8 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 8 月 18 日から同年 12 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の

規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年8月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル伊勢店
三重県伊勢市小俣町本町 341 番地 ほか
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年8月18日から同年9月18日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年8月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間
令和8年8月1日から同年12月22日まで
- 3 作業地域
度会郡南伊勢町東宮

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市港管理組合管理者から通知がありました。

令和8年8月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間
令和8年8月5日から令和9年3月19日まで
- 3 作業地域
四日市市霞一丁目及び同市霞二丁目

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和8年8月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画区域区分
津都市計画臨港地区
津松阪港（津港区）臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課及び津市都市計画部都市政策課

4 縦覧期間

令和8年8月18日から同年9月1日まで

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 税制改正に係る令和8年度第2回総合税システム仕様変更業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階
総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和8年7月28日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3
富士通 J a p a n 株式会社 東海支社（愛知）
支社長 野坂 浩史 |
| 5 | 契 約 金 額 | 143,639,408円（うち消費税及び地方消費税 13,058,128円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和8年度環生第8号三重県総合文化センター受水槽更新 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和8年8月5日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市塩浜本町3丁目45番地
藤原工業株式会社
代表取締役 藤原 和彦 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 70,900,000円
契約金額 77,990,000円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年6月19日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月18日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 講習用四輪運転シミュレータ装置賃貸借 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和8年7月29日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目20番9号
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社中部支店 支店長 伊藤 功 |

5	落札金額	入札価格 107,822,400 円 契約金額 118,604,640 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年4月28日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月18日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

1	特定役務の名称	仮想ブラウザシステム整備に係る情報ネットワーク機器の賃貸借及び運用保守
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和8年7月6日
4	落札者	愛知県名古屋市中区錦一丁目17-1 NECキャピタルソリューション株式会社中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎
5	落札金額	入札価格 174,901,160 円 契約金額 192,391,276 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年4月17日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
